## 知ってて安心、駐在員のための 日本の税務・社会保険 みらいコンサルティンググループ

## 海外派遣従業員の労災保険適用について

第 303 回

坂井さん:みらいさん、こんにちは。私の会社で、 従業員に海外の現地法人へ出向してもらおうと考えて います。勤務が国内であれば従業員が仕事でケガをし たら労災保険が使えますが、海外で勤務している場合 にも同じように使えるのでしょうか。

みらい: 労災保険は、本来、国内にある事業場に適 用され、そこで就労する労働者が給付の対象となる制 度です。そのため海外の事業場で就労する方は対象と なりません。通常は、派遣先の国の災害補償制度の対 象となりますが、外国の制度が必ずしも十分でない場 合もあります。そのため、海外派遣者についても労災 保険の給付が受けられる、労災保険の特別加入という 制度があります。今回のように日本国内の事業場から、 長期にわたって現地に派遣される場合は労災保険に特 別加入することができます。

坂井さん:特別加入という制度があるのですね。特 別加入すると、どんな場合に補償されるのでしょうか。

みらい:国内の労働者の場合と同様に、仕事中や通 勤中のケガに労災保険が使えることになります。休日 の観光中のケガなどは対象外です。

坂井さん:補償範囲は国内の場合と同じということ ですね。補償の内容や手続きの流れも教えてください。 海外だと治療費が高額になることもあるかもしれない ので心配です。

みらい:基本的には国内と同様です。病院において 受けた治療について、必要な治療であれば無料で受け ることができます。なお保険料については、特別加入 を行う方の所得水準に合わせて、給付基礎日額を選択 して申請することになります。この給付基礎日額とは、 労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。例 えば、休業した際に支給される休業(補償)給付は給 付基礎日額を基礎として支給されます。また、保険給 付の請求手続きは基本的に国内の場合と同様に派遣元

の事業主を通じて行います。その際に、業務災害の発 生状況などに関する資料として派遣先の事業主の証明 書を添付する必要があり、これらの書類が外国語で書 かれている場合は、日本語に翻訳したものが必要にな ります。

坂井さん:保険の内容や請求についてもあらかじめ 理解しておくと、何かあった時も安心ですね。日本で の申請となるため、ケガをした場合は本社へ報告する よう従業員に伝えておきます。今後は国内の従業員に も海外での経験を積んでもらいたいと考えており、海 外出張も増えそうです。海外出張者も労災保険の適用 には特別加入が必要でしょうか。

みらい:海外出張者に関しては特別加入の制度では なく、国内の事業場の労災保険により給付を受けられ ます。海外出張者とは、単に労働の提供の場が海外に あるに過ぎず、国内の事業場に所属し、その事業場の 使用者の指揮に従って勤務する人のことです。例えば 商談や打ち合わせ、市場調査や視察、現地での突発的 なトラブル対処やアフターサービスの一環として現地 へ赴く場合のほか、技術習得等のための場合も海外出 張の例として挙げられます。

坂井さん:海外派遣と海外出張で取り扱いに違いが あるということですね。早速、社内で検討してみよう と思います。どうもありがとうございました。

## <筆者紹介>

みらいコンサルティンググループ

(本社:東京都中央区・国内 11 拠点)

現地法人:中国(北京・上海・深セン)・マレーシ ア(KL)・ベトナム(ハノイ・ホーチミン)・シンガ ポール・タイ (バンコク)

JapanDesk: 米国 ( LA )・中国 ( 大連 )・台湾・香港・ ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL: http://www.miraic.jp/